京都府綴喜郡井手町長様

申請者	住 所				
	氏 名				(EII)
	連絡先	電話	_		
	申請者の区分		1本人	2 法定代理人	3代理人

第三者交付本人通知制度登録申請書

戸籍謄本等の第三者交付に係る本人通知制度実施要領第4条の規定により、次のとおり登録を申請します。

-110 HI 0 91 / 0						
登録申請者 の氏名	□申請者と同じ	生年月日	明・大・昭・平・西暦			
				年	月	日
V) F(-)		性別	<u> </u>	男 •	女	
住 所	□申請者と同じ					
本 籍			筆頭者			
連絡先	□申請者と同じ 電話		·			

法定代理人が申請する場合は、次の欄も記入してください。

法定代理人の区分 1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人						
氏 名	□申請者と同じ	生年月日	明・大・昭・平	• 西暦		
		·	年	月	日	
住 所	□申請者と同じ					
連絡先	□申請者と同じ 電話					

- 注1:裏面に制度の概略を記載しておりますので、内容をよくお読みください。
- 注2:次の書類を提出又は提示してください。
 - (1) あなたが本人であること及び住所を証明する書類(住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
 - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
 - (3) あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)
- 注3:法定代理人が申請する場合の未成年者とは、20歳未満の者をいう。

※以下の欄には記入をしないでください。

受 付	受付者	4	く人等の確認	事項及び提出書	類
		□住民基本台	は帳カード [□旅券	□運転免許
□住民福祉課		証			
□いづみ人権交流センター		□在留カード	` _]その他()
		□戸籍謄本等]登記事項証明書	□委任状
付箋処理	未	済	名簿入力	未 ・	済
付箋確認	未	· 済	名簿番号		

本人通知制度について

1 本人通知制度は、この申請により登録した人(以下「登録者」という。)に係る戸籍謄本 等を第三者に交付した場合に交付した事実について通知する制度です。第三者に登録者に 係る戸籍謄本等を交付したときは、登録者に「戸籍謄本等第三者交付に係る本人通知書」 (以下「通知書」という。)を送付します。

なお、次の請求は本人通知の対象になりません。

- (1) 登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求
- (2) 登録者本人、同じ戸籍に記載されている人及び直系の尊属卑属からの戸籍関係証明書の請求
- (3) 公用による請求
- 2 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1) 交付年月日
 - (2) 交付証明書の種別及び交付通数
 - (3) 請求者の種別
- 3 登録を希望する人は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 4 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録を希望する人が疾病等の理由により申請書を持参することができない場合
 - (2) 登録を希望する人が他の市区町村に居住している場合
- 5 登録を廃止しようとする場合及び転居等により登録した内容に変更が生じた場合は、申請 が必要です。
- 6 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、職権で登録を廃止します。
- 7 登録事務において、戸籍等の内容を調査することがありますのであらかじめ御了承ください